

26小保年第2098号
平成27年2月23日

小牧市国民健康保険運営協議会
会長 早稲田 幸男 様

小牧市長 山下 史守朗

国民健康保険税の課税限度額の改正について（諮問）

国民健康保険税の課税限度額の改正については、平成26年度中に地方税法施行令の改正が予定されています。

つきましては、国民健康保険税の課税限度額の取り扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合には、小牧市国民健康保険税条例の課税限度額を地方税法施行令の改正後の課税限度額に改正したく、小牧市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記について貴協議会の意見を求めます。

記

諮問事項

基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額の課税限度額

基礎課税限度額を現行51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を16万円をから17万円に、介護納付金課税限度額14万円から16万円に改める。

諮問内容

- 1 国民健康保険税の課税限度額を次のとおりとする。
- ・ 基礎課税額にかかる課税限度額を52万円とする。
 - ・ 後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を17万円とする。
 - ・ 介護納付金課税額にかかる課税限度額を16万円とする。

1 課税限度額について

(1) 課税限度額とは

国民健康保険税は、次表の3つの区分により算出した税額の合算額になっています。

保険税は負担能力に応じた公平なものであるべきですが、受益との関係で一定の限度額を設けることとされており、それぞれの区分ごとに課税限度額が定められています。

算定した税額が課税限度額を超える場合は、この課税限度額を税額とすることになっており、平成26年度における小牧市の課税限度額は、国の定める法定限度額と同額になっています。

【平成26年度課税限度額】

区 分	法定	小牧市
基礎課税額(医療分)	51万円	51万円
後期高齢者支援金等課税額 (支援分)	16万円	16万円
介護納付金課税額(介護分)	14万円	14万円
合 計	81万円	81万円

(2) 根拠法令

地方税法施行令(第56条の88の2)において国の法定限度額が定められており、これに基づいて各市町村が条例により課税限度額を定めることとなっています。

小牧市では、小牧市国民健康保険税条例(第2条)により定めています。

(3) 課税限度額の推移

年度	法 定				小 牧 市				差
	医療分	支援分	介護分	合計	医療分	支援分	介護分	合計	合計
22	50 万円	13 万円	10 万円	73 万円	50 万円	13 万円	10 万円	73 万円	0 万円
23	51 万円	14 万円	12 万円	77 万円	51 万円	14 万円	12 万円	77 万円	0 万円
24	51 万円	14 万円	12 万円	77 万円	51 万円	14 万円	12 万円	77 万円	0 万円
25	51 万円	14 万円	12 万円	77 万円	51 万円	14 万円	12 万円	77 万円	0 万円
26	51 万円	16 万円	14 万円	81 万円	51 万円	16 万円	14 万円	81 万円	0 万円

2 課税限度額の改正(案)について

(1) 法定課税限度額の改正(案)について

医療費の増加に伴い必要となる保険税税収を確保するとともに、相当の高所得の者であっても保険税の課税限度額しか負担しない仕組みとなっているため、次表のとおり国が平成27年度から法定限度額を改正する予定です。

区 分	現行(26年度)	改正(27年度)	増加額
医療分	51 万円	52 万円	1 万円増
支援分	16 万円	17 万円	1 万円増
介護分	14 万円	16 万円	2 万円増
合 計	81 万円	85 万円	4 万円増

地方税法施行令は平成 27 年 3 月に改正される予定です。

(2) 小牧市の課税限度額(案)について

小牧市としても、以下の理由で課税限度額を従来どおり法定限度額と同額とする改正を考えています。

なお、市の条例改正は地方税法施行令の改正後に行う予定です。

ア 法定限度額は、所得階層別の負担ができるだけ公平になるように設定されているため。

イ 国保特会の自主財源確保のため。

- ・国保特会の財源が不足しており、一般会計から赤字補填をしているため。(平成 25 年度は 8 億 5 千万円、平成 24 年度は 7 億円を補填)
- ・一部の高所得者には負担増となるが、大多数の被保険者に配慮した形で、約 1,100 万円の財源を確保できるため。

3 改正による影響について

(1) 国保税(課税額)の増加見込み

区 分	増加額
医療分	約 550 万円
支援分	約 360 万円
介護分	約 190 万円
合 計	約 1,100 万円

(2) 該当する世帯数の見込み

区 分	全世帯	該当世帯	該当率
医療分	約 22,600 世帯	約 570 世帯	約 2.5%
支援分	約 22,600 世帯	約 380 世帯	約 1.7%
介護分	約 10,200 世帯	約 110 世帯	約 1.1%

(3) 該当世帯 (例)

(例)3人世帯 (夫婦 40 歳 子ども一人 固定資産税なし)

区 分	限度額に到達する所得	
	現行	改正
医療分	約 1,040 万円	約 1,070 万円
支援分	約 1,360 万円	約 1,460 万円
介護分	約 1,460 万円	約 1,700 万円

4 県内各市の状況(小牧市を除く 37 市の改正予定)

- (1) 平成 27 年度に法定限度額まで引き上げる予定の市 21 市
- (2) 平成 28 年度に法定限度額まで引き上げる予定の市 7 市
- (3) 平成 27 年度に限度額を引き上げるが法定限度額までは引き上げない予定の市 5 市
- (4) 平成 27 年度は限度額を引き上げない予定の市 2 市
- (5) 検討中 2 市